

No 1 指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和⁷年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p>	<p>令和⁶年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和⁷年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和⁷年4月1日から令和⁸年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和⁸年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和⁷年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和⁷年度補助額は、令和⁷年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和⁶年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和⁶年4月1日から令和⁷年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和⁷年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和⁶年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和⁶年度補助額は、令和⁶年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p>

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第1号様式</u>
第2号様式 <u>（その1） 年度の変更、申請者欄に名称の記載箇所を追加</u> 第2号様式 <u>（その2） 様式を追加</u>	<u>第2号様式</u>
第3号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加、様式及び添付書類の記載を変更</u>	<u>第3号様式</u>
第4号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第4号様式</u>
第5号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第5号様式</u>
第6号様式 <u>年度の変更、申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>第6号様式</u>
(別紙1) 変更なし	(別紙1)
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) 変更なし	(別紙3)
(別紙4) <u>自己評価の記載方法をチェックボックスに変更</u>	<u>(別紙4)</u>
(別紙5) 変更なし	(別紙5)
(別紙6) 変更なし	(別紙6)
(別紙7) <u>申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>(別紙7)</u>
(別紙8) <u>申請者欄に名称（所属施設名及び診療科等）の記載箇所を追加</u>	<u>(別紙8)</u>